

# 木工体験活動指導者派遣実施要領

長野県木材青壮年団体連合会  
平成30年7月2日

## (目的)

第1 地域で行われる木工教室等へ地域材利用に関する知識を持つ者を「木工体験活動指導者」(以下「指導者」という。)として派遣し、木工体験活動の支援をすることを目的とする。

## (木工体験活動指導者)

第2 指導者は、地域材利用に関する知識を有し、県内に居住している者とする。

## (派遣の対象活動)

第3 参加者に森林の役割やその利用方法等学びながら、木材の良さを体感してもらい、県内各地域で行われる県産材を用いた木工体験活動。

## (活動支援)

第4 長野県木材青壮年団体連合会(以下「長野県木青連」という。)は、第2に掲げる者で長野県木青連会長認めた指導者を派遣し木工体験活動を支援するものとする。

- 2 指導者へは、長野県木青連が予算の範囲内で定められた額を謝金として支払うこととする。
- 3 前項の経費(謝金)については、別に定める。

## (手続き等)

第5 指導者の派遣については、次により行うものとする。

### (1) 派遣の申請

指導者の派遣を希望する活動主体等は、活動希望日の15日前までに指導者派遣(様式第1号)により長野県木青連会長へ提出するものとする。

なお、活動主体等は、長野県木青連会長から指導者の紹介を受けることができる。

### (2) 派遣の決定

長野県木青連会長は、提出された指導者派遣が適当と認められる場合は、活動主体等に対して適当である旨の通知をするものとする。(様式第2号)

### (3) 活動の報告

指導者の派遣を受けた活動主体等は、活動終了後1ヶ月以内に指導者活動結果報告書(様式第3号)により、長野県木青連会長へ活動結果を報告するものとする。

本事業による木工体験活動指導者支援は、平成31年2月28日までとする。

## (長野県木青連が行う活動)

第6 長野県木青連は、自ら行う木工体験活動についても、第2に掲げる者へ指導を依頼することができる。

- 2 指導者への謝金の支払いは、第4に準じるものとする。

## (補則)

第7 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に際し必要な事項は、長野県木青連会長が定める。

## 附 則

この要領は、平成30年7月2日から施行する。

(別添)

### 指導者活動経費等

項目	単価	備考
謝金	1時間 3,100円	交通費含む ※ただし、最大12,400円を上限とする。

(様式第1号)

平成 年 月 日

長野県木材青壮年団体連合会 会長 様

(申請者)  
住 所  
名 称  
代表者名

印

木工体験活動を下記のとおり行いたいので、指導者の派遣を希望します。

記

1 木工体験活動の概要

日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
場 所	
対 象 者	
参加予定人数	
内 容	

2 派遣を希望する指導者

指導者人数	名
指 導 者	<input type="checkbox"/> 貴会が指定する者 <input type="checkbox"/> 当方が指定する者 ① ② ③

3 連絡先

名 称	
担当者氏名	
電 話	
F A X	
備 考	

(様式第2号)

平成 年 月 日

申請者 様

長野県木材青壮年団体連合会  
会長 澁澤 一吉

先に木工体験活動の提出があったこのことについて、

下記のとおり派遣します

都合により派遣を見送ります

記

1 木工体験活動の概要

日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
場所	
対象者	
参加予定人数	
内容	

2 派遣する指導者

指導者人数	名
指導者	

長野県木材青壮年団体連合会 会長 様

(申請者)  
住 所  
名 称  
代表者名

印

下記のとおり活動結果を報告します。

記

1 木工体験活動の概要

日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
場 所	
対 象 者	
参加人数	
内 容	

2 派遣指導者

指導者人数	名
指 導 者	

3 連絡先

名 称	
担当者氏名	
電 話	
F A X	
備 考	

※添付資料：活動状況等がわかる写真3～5枚程度添付